

別 紙

答申第101号

答 申

## 1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が非公開決定とした本件異議申立ての対象となった公文書について、代替地の「単価」、「金額」及び「交換差金」を非公開としたことは妥当である。

なお、本件異議申立てに係る決定方法は正確でないため、条例の規定に則した決定を行うべきである。

## 2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成25年8月30日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、「県道〇〇〇〇〇線改良事業に伴う代替地（〇〇〇）の土地代金」である。

(3) この請求に対して、実施機関は、平成25年9月13日付けで次のような決定（以下「原決定」という。）を行った。

ア 公文書の件名

「県道〇〇〇〇〇線改良事業に伴う代替地（〇〇〇）の土地代金」

イ 決定内容

非公開決定

ウ 公開しない理由

島根県情報公開条例第7条第3号に該当

事業用地所有者・代替地所有者・起業者（県）で行う土地売買契約（以下「三者契約」という。）を締結する際の代替地の価格については、公共事業における一般的な補償基準等が及ぶものではなく、当事者の任意の協議によりその価格が形成されることから、三者契約における代替地の価格を公開することにより、当該法人の権利及び利益を害するおそれがあるため。

また、当該情報は同号ただし書きに該当しないものである。

(4) 異議申立人はこの決定を不服として平成25年9月24日に異議申立てを行った。

(5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成25年11月22日付けで当審査会に諮問書を提出した。

## 3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

非公開決定を取消し、その公開を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書、意見書等による主張の要旨は次のとおりである。

条例第7条第3号該当性について

ア 代替地（〇〇〇）の土地代金は、あくまでも支払は県費より支払う公金で

ある。この金額を知る権利が県民に有るのは当然。個人情報の意味が違う。上記のごとく個人情報の部類では無くあくまでも公金の使用であるため県民（納税者）は知る権利を有する。

イ 通常の土地売買契約における土地の価格の公開理由は理解が出来たが、後段の、一方から始まる事業所や法人等に対する条例の適用は、訳が解らない（４（２））。公金を使用するのだから県民、国民がその使い道を知る権利をもつのは当然である。実施機関が非公開理由に記載している「公共事業における一般的な補償基準等が及ぶものではなく」等の文言等ほとんどないものであると思う。すなわち公共事業と銘を打てばどのような金額にでもなるのではないか。

ウ このようなことが収賄、贈賄を産む原因となっていくのだと思う。公金の使途や流れを公にすることになんら不都合はないものと考えられる。

エ 県が三者契約に関与していないということはある得ない。実態を知っている。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書、意見陳述等による主張の要旨は次のとおりである。

条例第7条第3号該当性について

- (1) 通常の土地売買契約における土地の価格は「島根県農林水産部及び土木部の公共事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき、標準地を選定し、近傍類地の取引事例を基に不動産鑑定評価結果と調整し、公示価格との均衡を図って評価額が算出され、各土地の客観的価値に作用する諸要素についても、定められた手順で評価・算定され、「公示価格との均衡を失することのないように配慮された客観的な価格」をもって「正常な取引価格」が算出されており、当事者間の自由な交渉の結果が買収価格に反映することは比較的少なく、買収する土地の客観的性状から「推認し得る一定の範囲内の価格」であって、「一般人であればおおよそ見当をつけることができる客観的な価格」であるので、公開することとしている。
- (2) 一方、事業用地所有者、代替地所有者、起業者（県）で行う三者契約を締結する際の代替地の価格については、公共事業における一般的な補償基準等が及ぶものでなく、当事者（事業用地所有者と代替地所有者）の任意の協議によりその価格が形成されることから、「その内容が不特定多数の者に知られ得る状態にある」ものとは言えない。従って三者契約における代替地の価格を公開することにより当該〇〇法人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる。また、当該情報は同号ただし書きに該当しないものである。

即ち、三者契約は公共事業の起業者である県と当事者（事業用地所有者と代替地所有者）が締結することにより、代金の受け渡しの二度手間を省くことを目的とするとともに、代替地所有者も税制上の優遇措置を受けられることにより、事業用地取得が促進される制度である。すると、三者契約における代替地の土地代金は、公金により支出されるものであると同時に、本来、当事者間で売買され支払われる代金でもあるので、上記のように判断されることになる。

## 5 審査会の判断

### (1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は次の点にある。

地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図ることによって、県民に説明する責務を全うし、また、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

### (2) 本件対象公文書について

本件公開請求の対象は、「県道〇〇〇〇〇線改良事業に伴う代替地（〇〇〇）の土地代金」である。この請求に対して実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき原決定を行ったものである。

これについて、当審査会が実施機関から提出された公文書を確認したところ、本件公開請求に対して特定された公文書は「土地取得代金内訳書（様式第17号の2）」2頁分であった。実施機関の意見陳述においても、本件公開請求の対象公文書であることを同様に確認した。

しかしながら、当審査会が当該公文書を見分したところ、非公開とされているのは「代替地の単価、金額及び交換差金」並びに「一部の事業用地の単価、金額」という情報であり、その他の情報は全て公開されていた。従って、原決定は、条例第11条第2項の規定に基づく、該当公文書全部を公開しないとする非公開決定に該当するものではなく、同条第1項及び第8条第1項に規定する部分公開決定とすべきものであったと認められる。（このことについては5（4）で言及する。）

公開等の決定は、言うまでもなく、条例の規定に基づき正確になされるべきものであるが、このことが当該非公開情報における条例第7条第3号の該当性判断についての実質的な影響を及ぼすものではないから、以下、当該非公開情報の本条本号該当性について検討する。

なお、実施機関が非公開とした「一部の事業用地の単価、金額」については、異議申立人は意見書及び意見陳述において特に主張をしていない。

従って、審査会は実施機関が原決定において非公開とした上記部分については、その妥当性の判断を行わないが、このことについては5（5）で言及する。

### (3) 条例第7条第3号該当性について

ア 本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公開することにより、事業を行う者の権利、事業活動その他正当な利益を害する情報を非公開とすることを定めたものであ

る。

本号の「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であって、公開することによりこれらの事業活動に関しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えるると認められるものをいう。また、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接その権利を侵害し、あるいは競争上の不利益を与えることにはならなくても、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいう。

イ 本事案における、「代替地の単価、金額及び交換差金」の条例第7条第3号該当性を検討するに当たって、公共事業における三者契約制度について実施機関に対して確認したところ、意見陳述等による説明は次のとおりであった。

(ア) 三者契約は、起業者と当事者（事業用地所有者と代替地所有者）が三者で契約を結ぶことにより代金の受け渡しの二度手間を省くことを目的とし、代替地所有者も税制上の優遇措置（租税特別措置法）により、1500万円控除の特例が適用されることにより事業用地取得が促進される制度である。

(イ) 代替地の価格は、事業用地所有者と代替地所有者の任意の協議により価格が形成される。

(ウ) 起業者は対象となる事業用地の価格以上の金銭を支払うことはできない。起業者が当事者（事業用地所有者と代替地所有者）に払う金額に関しては、合計すればもともと県が評価した土地の価格にしかない。

ウ 実施機関の上記説明によれば、三者契約における代替地の価格は、「島根県農林水産部及び土木部の公共事業の施行に伴う損失補償基準」に基づく、公共事業における一般的な補償基準が及ぶものではなく、事業用地所有者と代替地所有者の任意の協議により価格が形成されるものである。

これを踏まえれば、三者契約における代替地の価格は当事者間の自由な意思によって決定されるものであり、その内訳を全面的に公開することは自由な交渉の妨げになるものと認められる。

ところで、本事案における契約も、事業用地の所有者である〇〇法人と代替地の所有者である〇〇法人という、それぞれ独立した法人によりなされたものであることから、「代替地の単価、金額及び交換差金」という契約の内容を公にすることは、それぞれの法人の自由な取引や契約に対する干渉となり得る。

よって、これを公開すると法人の経済活動に対する制約となり当該〇〇法人の権利を害すると認められることから、本号本文に該当する。

なお、異議申立人の主張するように、県が本件三者契約に関わっており、代替地の代金を知りうる立場にあることは事実であるが、本号本文該当性は、公開することによって当該法人の権利を害するか否かによって判断されるべきであるから、県が契約に関与していることそれ自体から直ちに、当該情報が本号本文に該当せず公開するべきであると判断することはできない。

(4) 決定方法について

本件公開請求に対して実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づく「非公開決定」を行った。しかし、5(2)で述べたとおり、同請求に対して特定された公文書は「土地取得代金内訳書(様式第17号の2)」2頁分であるが、非公開とされた情報は「代替地の単価、金額及び交換差金」並びに「一部の事業用地の単価、金額」のみであり、その他の情報は公開されている。

実施機関は、このような形の「非公開決定」を行った理由について、本件公開請求の対象が「代替地の土地代金」と特定されており、それに関わる情報について公開の可否を検討したところ、公開できない情報と判断されたため、上記のような「非公開決定」を行った、と説明している。

しかしながら、条例に基づく公開請求の対象は当該情報ではなく、当該情報が記録されている公文書そのものである。したがって、実施機関は公文書の公開に当たっては、当該情報が記録されている対象の公文書全体について検討し、公文書単位で公開・非公開の判断を行うべきである。

すると、本件の場合、異議申立人が情報公開請求の対象とする「代替地の土地代金」が含まれる公文書として「土地取得代金内訳書」を特定したうえで、当該代替地の土地代金に関する部分が公文書全体の中での非公開情報に該当するものとして、部分公開決定とすべきであった。にもかかわらず、実施機関は、上記のような「非公開決定」に及んだのであるが、決定の形式からすると、あたかも対象公文書全体が非公開とされたかのように誤解されかねないのである。

よって、今後、実施機関には、十分注意を払い規定に則した決定を行うよう要請する。

(5) 一部事業用地の「単価」、「金額」について

5(2)で述べたように、実施機関が非公開とした一部の事業用地の「単価」、「金額」について、異議申立人は意見書及び意見陳述において特に主張をしていない。このため、当審査会では実施機関がこれら部分を非公開としたことの妥当性の判断は行わない。なお、原決定においてはこれらの部分を非公開としたことの原因が明確でなかったため、当審査会から実施機関に対し、念のため同理由につき説明を求めた。

その結果、実施機関は「所有者が借地としている部分であり賃借人との借地権割合が分かってしまう。借地権割合は当事者間の自由な意思により決定しているため非公開となった。」旨説明を行った。

この実施機関の説明は、一応理解できるものの、本件では当該事業用地の総額が公開されていることから、非公開とされた単価及び金額は自ずと明らかになる。

よって、今後、実施機関には、上記(4)と併せて、記載情報を精査したうえで公開の判断を行うよう要請する。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第118号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成25年11月22日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成25年12月 9日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成25年12月26日	異議申立人の意見書を受理
平成26年 1月23日 (審査会第1回目)	審議
平成26年 2月20日 (審査会第2回目)	異議申立人から意見聴取、審議
平成26年 3月20日 (審査会第3回目)	実施機関から意見聴取、審議
平成26年 4月17日 (審査会第4回目)	審議
平成26年 5月20日 (審査会第5回目)	審議
平成26年 7月17日 (審査会第6回目)	審議
平成26年 8月21日 (審査会第7回目)	審議
平成26年 9月 9日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
笠井 耕助	元（株）山陰中央新報社論説委員	会長代理 H26.4.21まで
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	H26.4.21まで
永松 正則	島根大学法文学部准教授	会長代理 H26.4.22から
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
マユーあき	島根県立大学短期大学部教授	H26.4.22から
丸山 創	弁 護 士	
横地 正枝	行 政 書 士	